

(様式1)  
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(変更)

		担当課	水産課	検索番号	4-2
法令名	愛媛県漁業調整規則 (漁業法) ※ ( ) 内は上位法令	根拠条項	16-1 (47)		
許認可等	知事許可漁業の変更許可				
<p><b>(根拠規定)</b></p> <p>○愛媛県漁業調整規則 (令和2年愛媛県規則第57号)            (変更の許可)</p> <p>第16条 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするときは、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>○漁業法 (昭和24年法律第267号)            (変更の許可)</p> <p>第47条 大臣許可漁業の許可を受けた者が、第42条第1項の農林水産省令で定める事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、大臣許可漁業を営もうとするときは、農林水産大臣の許可を受けなければならない。</p> <p><b>(許認可等の基準)</b></p> <p>○知事許可漁業の許可等に関する取扱方針 (令和2年11月19日全部改正)            (変更の許可の基準)</p> <p>第11 規則第16条第1項の変更の許可は、海面における操業区域の変更であって、漁業調整その他公益上必要があると認めるときに限り、海区漁業調整委員会に協議の上、許可するものとする。ただし、別表1の操業区域の欄に定める内容が漁業根拠地の共同漁業権漁場とされている場合において漁業根拠地以外の共同漁業権漁場の漁業権者の同意を得て変更の許可の申請をしたとき、規則第16条第1項の規定に基づく変更の許可により変更した制限措置を当該変更の許可による変更前の制限措置に変更するとき、たこつぼ漁業及びいか玉漁業 (燈籠において行うものに限る。) において操業協定等に基づき操業区域を変更するときは、この限りでない。</p> <p><b>(その他)</b></p> <p>○愛媛県漁業調整規則 (令和2年愛媛県規則第57号)            (変更の許可)</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 前項の規定により変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 漁業種類</p> <p>(3) 知事許可漁業の許可又は起業の認可の番号</p> <p>(4) 知事許可漁業の許可又は起業の認可を受けた年月日</p> <p>(5) 変更の内容</p> <p>(6) 変更の理由</p> <p>3 知事は、前項の規定による申請があった場合において必要があるときは、変更の許可をするか</p>					

どうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

○漁業法（昭和24年法律第267号）

（知事許可漁業の許可への準用）

第58条 第37条から第40条まで、第41条第1項（第6号を除く。）及び第2項、第42条（第2項ただし書及び第3項ただし書を除く。）、第43条、第44条、第45条（第2号及び第3号に係る部分に限る。）、第46条、第47条、第49条から第52条まで、第54条並びに第56条の規定は、前条第1項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第37条中「同項」とあるのは「第57条第1項」と、第38条中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「建造」とあるのは「建造又は製造」と、第41条第1項第5号中「船舶」とあるのは「船舶等」と、同条第2項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第42条第1項中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第2項本文中「3月を下ることができない」とあるのは「漁業の種類ごとに規則で定める期間とする」と、同条第3項本文中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、同条第5項中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「申請者の生産性を勘案して」とあるのは「当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従つて」と、第43条中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「船舶の規模」とあるのは「船舶等の規模」と、第46条第1項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第2項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第47条及び第51条第1項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、第52条第1項中「、農林水産省令」とあるのは「、規則」と、「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第2項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第54条第2項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第56条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。